平成２３年（フ）第２７７９号
福岡市中央区春吉３丁目16番７―301号
債務者　長尾亜希子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８６号
福岡県太宰府市五条２丁目20番32―208号
債務者　江上　尚子（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９８号
福岡市早良区四箇田団地14番708号
債務者　上田真由美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６号
福島県いわき市平下神谷字北一里塚45番地平神コーポＣ、前住所福島県いわき市常磐湯本町吹谷101番地
債務者　吉田　経子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６０１号
熊本市八景水谷１丁目27番60号
債務者　筒井　義和
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７２号
熊本市近見２丁目16番３号、前住所熊本市龍田町弓削982番地３
債務者　貴田　泰子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７７３号
熊本市下通２丁目７番２号
債務者　金山　義徳
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２３号
北海道厚岸郡厚岸町奔渡５丁目220番地
債務者　小玉　秀雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
釧路市白樺台３丁目７番411号
債務者　熊谷ひろみ
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３４６号
釧路市武佐２丁目33番18号
債務者　青柳美枝子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７２８号
川崎市川崎区小田２丁目17番24号
債務者　飯島　政司
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５７９号
東京都あきる野市小川530番地６アンセストラルＢ203号
債務者　中村美津子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２８号
静岡県焼津市吉永820、住民票上の住所愛知県名古屋市緑区細口２丁目208番地　グリーンヤード洋103号
債務者　橋　　隆雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７８号
静岡県藤枝市天王町１丁目２番15号　パークハイツれんげじ205号
債務者　宍倉　　淳
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９４号
静岡市駿河区中島1173番地の２　谷川グリーンハイツ101号
債務者　木下　芙美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９６号
静岡県藤枝市田沼２丁目７番28号　東田沼グリーンハイツＡ棟101号
債務者　小池　和好
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部